

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

今なら違う言葉をかけてあげられたと思います。彼が受験に失敗した時、失恋した時、仕事に悩んでいた時、二人で酒を飲んでいて時、手術をした時。

古いアルバムにはいつも一緒に写っています。ずっと同じ道を追いかけてきました。北海道大学に絞った受験。本当は兄を追いかけることも意識することもなく、北海道の大自然の中で絵を描いていたかったのかも知れません。

弟は10年前からずっと心の中で生きています。進むべき道に迷う時、声が聞こえる気がします。

私の書棚より

○今、こんな風になっているのは、目標を明確に定めて、一心不乱に実現してきたというよりも、いろんな偶然や縁に身をまかせているうちに、流れるようにここにたどり着いていた。

○最も困難と思われるとき、まったく自分の思い通りにいかないとき、そんな闇の中にいるときこそ、自分の中の大切なものを見つけ出す大きなチャンスになる。

「行く先はいつも名著が教えてくれる」
秋満吉彦著 日本実業出版社

税務アンテナ

□役員報酬は、法人税法上、定期同額給与であれば損金算入が認められますが、期中変更は、原則として定期株主総会による事業開始から3ヶ月以内の改定に限られます。

このため、事業開始から3ヶ月を超える改定は、増加した部分の役員報酬及び減額する前の役員報酬は損金算入されません。

ただし、任期途中の就任、退任や病入院など役員職務上の地位の変更、職務内容の重大な変更等の臨時改定事由及び業績悪化改定事由による変更は、その要件を満たす限り、期中における変更が何回でも認められています。

□2020年1月から所得税の基礎控除、給与所得控除の他、年金受給者の公的年金控除が改正されます。

基礎控除は現行38万円から10万円引き上げて48万円になり、同時に給与所得控除は、年収850万円までは一律10万円まで引き下げます。この結果、年収850万円超の給与所得者は増税となるため、本人が特別障害者や23歳未満の扶養親族がいる等一定の要件で税額調整控除が創設されています。

また、48万円となった基礎控除は、所得金額2,400万円超から減額され2,500万円超でなくなるため、所得金額2,400万円を超える個人事業者は増税となります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

10月の税務スケジュール

10日	○9月分の源泉所得税の納付
31日	○8月決算法人の確定申告 ○2年2月決算法人の中間申告(予定申告) ○11月、2年2月、5月決算法人の消費税中間申告

31日	○10月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	-----------------------

今月の贈る言葉『自己を生かすことがチームを生かすことなんだ』 by 平尾誠二